

Press Release
報道関係者各位

2022年7月1日
日本公認会計士協会

「令和5年度税制改正意見書」の公表について

日本公認会計士協会は、2022年6月16日に開催されました常務理事会の承認を受けて「令和5年度税制改正意見書」（以下「意見書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

本意見書は、第一部「税制の在り方に関する提言」と第二部「令和5年度税制改正に関する個別意見」の二部構成となっております。

第一部「税制の在り方に関する提言」は、我が国が抱えている社会的問題への対策について、税制の観点から提言を行うもので、本提言による税制の新設・変更等により社会的問題の解決の一助となり得るものです。

一方、第二部「令和5年度税制改正に関する個別意見」は、主に現行税制の問題等に関する意見と位置づけています。

本年の特に重要な事項は、以下のとおりです。

【第二部 令和5年度税制改正に関する個別意見】

I 4. DX投資を通じた中小企業の生産性と記帳水準の向上、賃上げ実現に向けて、 時限的に全額損金算入されるDX投資に税額控除制度を導入すること

令和4年度税制改正によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置がなされた。電子取引の取引情報の保存に限らず、クラウド会計ソフトの普及や電子帳簿等保存制度の普及に向けた企業のDX投資の促進が政策課題となっている。加えて、令和4年度与党税制改正大綱でも指摘されているとおり、近時、中小・小規模事業者の記帳水準の向上の必要性がクローズアップされ、また、主要7か国（G7）の中での我が国の時間当たり労働生産性の低さは過去からの課題であり、とりわけ中小企業の生産性向上とそれに伴う賃上げは重点的に解決すべき社会課題の一つと言われている。そのような背景の下、中小企業がDX投資を集中的に行うことは、我が国が対応すべき政策課題と一致するが、中小企業が行えるDX投資としては、クラウド型の会計ソフトや経費精算ソフトの利用、電子取引保存のためのワークフローシステムやRPAの導入等といったものが現実的

に多く、それらの投資は一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業向けの投資促進税制等の対象とならないものが多い。そのため、間接業務に関する投資ということで、単純なコスト増という視点から投資を控える会社も一定数ある。中小企業の、電子化対応促進と記帳水準の向上を図り、また、間接業務を含めた労働生産性を向上させ、その結果賃上げにつながるようにすべく、集中的に中小企業がDX投資を実施するように促すためにも、一定の認証を受ける等の要件を満たした全額損金算入されるDX投資に関して、税額控除を適用できる中小企業向けのDX投資促進税制を時限的に導入されたい。

【第二部 令和5年度税制改正に関する個別意見】

II 1. (10) 業績連動給与の算定基礎となる指標に非財務情報を含めるとともに、対象企業の範囲を拡充すること及び定期同額給与の改定要件を見直すこと

IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）からサステナビリティ開示基準に係る公開草案が2022年3月に公表され、わが国においても財務会計基準機構の下にSSBJ設立準備委員会が設置されるなどサステナビリティ開示基準の開発が急ピッチで進められている。一方、企業においてもサステナビリティ経営の浸透に伴い、非財務情報をインセンティブ報酬の指標として採用する企業が増加している。

これに対し法人税法上損金算入が認められる業績連動給与は、その対象を利益の状況を示す指標に限定しており、非財務情報をインセンティブ報酬の指標として役員給与を支出しても損金算入は認められない。社会の関心がサステナビリティに向けられる中、非財務情報を指標とする役員給与についてもその対象となるよう対象範囲を拡充されたい。

また、平成28年度以降の数次にわたる税制改正で役員給与に関する制度の見直しがされたものの、損金算入可能な業績連動給与については依然としてその対象が原則として有価証券報告書提出会社に限られ、例外的に一定の要件を満たす特定投資運用業者に期限付きで認められているにすぎない。そこで、利益計算に対する信頼性の高い会計監査人設置会社については、有価証券報告書を提出しない会社であっても、業種を限定することなく、中長期インセンティブを役員に付与し高度グローバル人材の獲得に資するために、支給の時期、業績に関する指標及び算定方法を所定の期日までに所轄税務署長に届け出、かつ、これらの事項を記載した事業報告書を一定の方法によって公表することで、業績連動給与に該当することとする制度を検討されたい。

このほか、定期同額給与の改定要件を緩和し、「業績悪化改定事由（経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由）」（法人税法施行令69条1項1号ハ）から、「著しく」の文言を削除されたい。

【第二部 令和5年度税制改正に関する個別意見】

Ⅱ 1. (18) 各種税負担の軽減措置がとられる中小法人の範囲を見直すこと

法人税法及び租税特別措置法では、中小法人の担税力への配慮及び競争力向上といった産業政策のために、各種の税負担軽減措置が設けられている。そして、租税特別措置法には適用除外事業者の規定（租税特別措置法42条の4第8項8号）はあるものの、基本的には、資本金額を基準として画一的に中小法人の範囲を画定している。しかし、このような資本金額を基準とする画一的な中小法人の定義では、負担軽減の必要のない高額所得企業まで税制による支援を受けることになり、本来の担税力に応じた課税が損なわれることになっている。実際、残高が負になった利益剰余金の補填をしないにもかかわらず、恣意的に資本金額を減少させている企業が散見されるところである。そこで、中小法人の担税力を考慮し、支援を必要とする中小法人のみが負担軽減措置を受けられるように、例えば業種別に区分された資本金、総資産、従業員数など幅広い指標できめ細かな中小法人の範囲の画定を検討されたい。

【第二部 令和5年度税制改正に関する個別意見】

Ⅱ 4. (4) 災害時においては相続時精算課税制度における受贈財産の価値低下についても救済措置を設けること

我が国では昨今激甚化する自然災害が多発している。このような自然災害が発生した場合、特定非常災害として指定された非常災害の場合には、相続又は遺贈により取得した一定の財産については、特定非常災害の発生直後の価額により評価することが認められている。

一方で相続時精算課税制度においては、受贈財産について相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算することになるところ、相続までの間に災害により財産が被災し、滅失や財産価値の著しい低下などがあっても同様の趣旨による考慮は行われない。相続時精算課税制度を採用した場合であっても災害により滅失や被災した資産については、相続税の担税力はもはや失われたと考えることが相当である。被災した受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回るなど一定の場合には、相続税の計算時において一定の救済措置を設けられたい。

【第二部 令和5年度税制改正に関する個別意見】

II 4. (5) 財産評価基本通達6項の適用に係る納税者の予測可能性確保をすること

財産評価基本通達6項は、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」として財産評価の適正化を図ることとしている。

財産評価基本通達により画一的な財産評価を行うことには一定の利益がある反面、その評価と時価の乖離が租税負担の軽減に繋がり得ることから、通達の形式的適用が「著しく不相当」場面に当たると判断され、財産評価基本通達6項の適用により否認される事案が多く生じているといわれる。

一方で、財産評価基本通達6項の具体的な適用場面が納税者にとって明確になっているとはいえ、本来、申告納税方式の下では特に配慮されてしかるべき納税者の予測可能性の確保の点で納税者が不利益を被っている。

したがって、財産評価基本通達6項にいう「著しく不相当」な場合の例を明確に示すことや、通達の形式的適用が「実質的な租税負担の公平に反する」場面を生じさせないために更に詳細な規定を財産評価基本通達に設けることといった施策を講じ、納税者の予測可能性が確保され当初から適正な申告を行うことができるよう努められたい。

以 上